

12月定例会で提案された議案に対し、4名の議員が質疑を行い、不明確な点を問い、説明を求めました。主なものを紹介します。

## 議案第94号～第99号 指定管理者の指定について



松尾 幸宏 議員  
(自民の風・誠真会)

**問** 公共施設の指定管理者が決定したが、応札業者の状況と現在の指定管理者からの変更があったのかお聞きする。

**答** 市民会館、都市公園、古法華自然公園研修施設は、現在の指定管理者のみの応募でした。史跡公園は2社の応募がありましたが選考の結果、現在の指定管理者に決定しました。また加西市体育協会が指定管理者である体育施設とランドマーク展望台及び社会福祉協議会が指定管理者である善防園については、地域の公共

的な団体を特定し指定しており随意契約となっています。

**問** 今回、指定管理の期間が3年間から5年間になったが、メリット、デメリットについて。

**答** 総務省の資料では約6割以上の施設が5年間の指定管理期間となっています。事業者にとり5年間の方が、長期的な事業計画の安定性が確保され応募しやすい効果があり、管理者のノウハウの充実や創意工夫により市民サービスの向上がより期待されます。デメリットは5年間新規参入がないことです。

**問** 古法華自然公園研修施設について、以前一般質問で、約1万2,000人の利用者のうち、市内の利用者が約1割というキャンプ場の有料化を提案したが、今回の入札において検討されたか。

**答** 受益者負担の原則は承知していますが、施設の整備、人員体制を含めた経費の増加により、市の持ち出しになる可能性があり今回は見送りました。

**問** 加西市体育協会の指定管理においては、過去3年間の評価点がプラス5点という素晴らしい評価になっている。施設利用者のお大半が協会の関連団体で、利用者、管理者の利用環境について意思疎通が円滑にできていると考える。他の施設においても市内の団体、市内業者を指定管理者にするのが重要と考えるが。

**答** 市民の財産である公共施設を、市内の事業者や公共的な団体に管理運営していただくことは理想的と考えます。今後、活躍が本格化していくふるさと創造会議が、指定管理の担い手となっていただくことも望んでいます。

## 議案第90号 加西市犯罪被害者等支援条例の制定について

## 議案第91号 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について



三宅 利弘 議員  
(21政会)

<議案第90号>

**問** 該当する方への周知方法について。

**答** 総合的な相談窓口は、危機管理課を考えています。警察や市役所における、さまざまな相談の中で、対象の方をつないでいただき、情報提供していただくことを考えています。

**問** 認定基準及び認定方法について。

**答** 申請できる範囲は、直接の被害者や被害者の家族、遺族などが対象となりますが、範囲

が広がるため、優先順位を決めたいと考えています。また認定方法は、医師の診断書、警察への被害届など客観的に判断できる資料を添付していただき、市が調査し認定していくことを考えています。

**問** 支援後のケアについて。

**答** この条例は、被害に遭われた直後の支援を想定していますが、その後の支援も大事であると考えます。一定生活が安定した後は、個別に既存の施策でのケアにつなげるよう考えています。

<議案第91号>

**問** 条例制定の動機について。

**答** これは市長と職員の思いがうまく融合したもので、十数年前、前橋市でタイガーマスク

の主人公を名乗って、ランドセルを児童養護施設に送る活動をされた方がいました。10年間続けられました。個人の活動には限界があり、思いを行政へ働きかけ、前橋市長がその思いを酌み取り、タイガーマスク運動支援事業が始まりました。これに市長が共感し加西市版タイガーマスク運動支援事業を検討するよう指示が出ました。一方担当課では、生活困窮世帯が高校へ進学する際、金銭的に十分補えないという相談を何度となく受けていたことで、高校入学一時金支給事業も実施したい思いがあり、条例制定を目指しました。

**問** 支給金額の算定基準は。

**答** 生活保護では、高校入学者の一時扶助として6万3,200円を支給しており、均衡を図るため、この8割程度に設定しました。